

町有財産売払いのご案内

入札件名 ゴルフ場会員権売払い

北海道上川郡当麻町

売払い（一般競争入札）の流れ

入札参加者	実施内容	当麻町
	・ 町有財産売払い公告開始	入札公告
入札申込みの検討	・ ゴルフ場(旭川国際カントリークラブ)の情報等を、必ず申込みをされる前に確認して下さい。	
入札参加の申込み	・ 期日必着で申込書及び必要書類を提出して下さい。 ・ 申込書等は、総務課財政係に持参又は簡易書留による郵送にて提出して下さい。 ※それ以外の提出方法では受理いたしません。	
	・ 参加資格の要件を満たしている入札参加希望者に申込受理書及び各種書類を簡易書留にて送付いたします。	申込受理書等の送付
入札書の提出	・ 入札書は、入札件名が記載してある封筒に入れて、封をし、入札執行日の前日(休日の場合は前営業日)必着で、持参又は簡易書留による郵送にて提出して下さい。	
	・ 予定価格以上の最高入札金額応札者を落札といたします。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札執行者及び入札立会者のみの開札となることをご承知おき下さい。	入札の執行
契約保証金の納付	・ 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付していただきます。	
売買契約の締結	・ 落札日から7日以内に契約を締結していただきます。 ※契約書に添付する収入証紙は、落札者の負担となります。 ・ 議会の議決が必要となる場合、仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結します。	売買契約の締結
売買代金の納付	・ 売買代金は、契約締結日から14日以内に納付していただきます。	
名義変更・引渡し等	・ 名義変更の手続きは、売買代金の完納後、町が行います。 ※名義変更に必要な手数料(55,000円)は、落札者の負担になります。 ・ 物件は、名義変更の完了及び手数料の納入が確認された後に引渡しします。	名義変更・引渡し等

【目次】

1. 売払いの方法	P3	DL
2. 入札への参加資格	P3	DL
3. 売払い物件	P3	DL
4. 入札参加の方法	P3	DL
5. 入札実施の日時、場所	P4	DL
6. 入札の方法等	P4	DL
7. 売買契約の締結	P5	DL
8. 契約保証金	P5	DL
9. 売買代金の納付	P5	DL
10. 名義の変更等	P5	DL
11. その他	P5	DL
12. 問合せ先	P6	DL

様式

入札参加申込書	様式 1	DL
誓約書	様式 2	DL
個人情報目的外利用に関する同意書	様式 3	DL
入札書	様式 4	DL
名義変更手数料振込証明書	様式 5	DL
受渡書	様式 6	DL

DL：当麻町ホームページよりダウンロード可能

1. 売払いの方法

「一般競争入札(※1)」による売払いとし、入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

※1 申込者が価格を競い合い、町があらかじめ算定した「予定価格」以上で最も高い金額で入札した者と契約する方法になります。

2. 入札の参加資格

個人、法人を問わず参加できるものとします。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できません。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団又は同法第2条第6号に定める暴力団員並びに暴力団関係事業者、同法第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団並びにその暴力団員。
- ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に定める処分の対象となっている団体及びその構成員。
- ④市町村民税等の滞納者。
- ⑤20歳未満の者。
- ⑥転売目的等の営利を目的とする者。

3. 売払い物件

物件名	施設名称	金額
ゴルフ場会員権(個人会員権)	旭川国際カントリークラブ	50,000円

4. 入札参加の申込方法

(1) 提出書類

- ①入札参加申込書
- ②誓約書
- ③納税を証明する書類
 - ・町内の個人、法人の場合 : 個人情報目的外利用に関する同意書
 - ・町外の個人の場合 : 市町村民税の滞納がない旨の証明書
 - ・町外の法人の場合 : 法人税(市区町村民税)の滞納がない旨の証明書※上記証明書の提出が難しい場合は、当該年度及び前年度の納税証明書を提出すること。

④身分を証する書類(発行後3ヶ月以内のもの)

- ・個人の場合 : 住民票の写し
印鑑登録証明書
- ・法人の場合 : 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書
役員名簿(役職、氏名、生年月日、住所のわかるもの)
法人代表者の印鑑登録証明書(法務局発行のもの)

(2) 申込書、入札書の提出

申込書、入札書の提出は、持参又は簡易書留による郵送により提出して下さい。

〒078-1393

北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

当麻町役場 総務課 財政係 宛

(3) 申込書の提出期間

令和6年6月21日(金) ~ 令和6年8月30日(金)必着(※2)

※2 期限までに申込書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することはできません。

(4) その他

①入札参加申込書を提出する前に、必ずゴルフ場(旭川国際カントリークラブ)の情報等を確認して下さい。

②入札参加申込書の受理後に、入札参加申込受理書、入札書等を送付いたします。

5. 入札執行の日時

令和6年9月中旬から下旬(予定)

6. 入札の方法等

(1) 入札書は、入札件名が記載してある封筒に入札書を入れ、封をし、入札執行日の前日(休日の場合は前営業日)までに到着するように、申込書と同じ提出先に持参又は簡易書留による郵送で提出して下さい。

(2) 入札当日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、直接入札契約事務に携わらない職員立会のもと、入札執行者及び入札立会者のみの開封となるため、来庁をご遠慮いただくこと、落札となるべき同価の入札が2者以上いた際には、上記の立会している職員によるくじ引きにて落札者を決定することを承知して下さい。

(3) 次のいずれかに該当する入札は無効となります。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②同一の入札において、同一人がした2つ以上の入札(代理の場合も含む。)

③不正行為による入札

④入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札

⑤記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑥本書の条件に違反した入札

⑦公表した予定価格に満たなかった額での入札

(4) 落札者は、次の方法により決定します。

①有効な入札を行った方のうち、町が定める予定価格以上で、最高の金額で入札された方を落札者とします。

②①に該当する方が、2者以上いる場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。

(5) 提出された入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(6) 入札を公平に執行することができないなど、特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期又は取止めることがあります。

7. 売買契約の締結

- (1) 町有財産売買契約書(案)の内容を充分にご確認下さい。
- (2) 必ず「落札者」名義で契約を締結して下さい。
- (3) 落札者に契約書をお渡ししますので、落札日から7日以内に、記名、押印、印紙添付(割印)の上、当麻町総務課財政係に提出して下さい。
- (4) 契約書に添付する収入印紙は、落札者の負担になります。
- (5) 落札日から7日以内に落札者が契約を締結しない場合、当該落札は効力を失います。
- (6) 議会の議決が必要となる場合、落札者と仮契約をし、議会の議決後、本契約を締結することになります。

8. 契約保証金

契約締結時に、契約金額の10%以上の金額(円未満切り上げ)を契約保証金として納めていただきます。ただし、売買契約締結時に売買代金を全額納める場合は、必要ありません。

●町指定口座	金融機関名	北洋銀行当麻支店
	口座種目	普通口座
	口座番号	01391
	口座名義人	当麻町会計管理者(トウマチヨウカイケイソウシヤ)

9. 売買代金の納入

- (1) 売買代金の納入は、次のいずれかの方法になりますので、落札後に申出て下さい。
 - ①売買契約の締結時まで、売買代金の全額を収める方法
 - ②契約保証金を納め、その後、売買代金を納める方法売買契約の締結時に契約保証金を納め、契約締結日から14日以内に残金(売買代金から契約保証金を除いた額)を納めていただきます。
- (2) (1)のいずれの方法による場合も、町が発行する納入通知書又は町が指定する口座への振込みにより納入していただきます。
- (3) 売買代金の分割納付はできません。
- (4) (1)②の方法を選択し、期限までに売買代金が納められない場合は、当該契約を解除の上、契約保証金は違約金として、町に帰属することになりますので、注意して下さい。

10. 所有権の変更等

- (1) 名義変更手続きは、売買代金の納付を確認後、当麻町が行います。
- (2) 名義変更に必要な「名義変更手数料(55,000円)」は、落札者の負担となります。
- (3) 物件は、名義変更が完了し、手数料の納付が確認された後、引渡しします。
- (4) 物件に係る「年会費(27,500円)」は、令和6年度は、当麻町が負担しますが、令和7年度以降は、落札者の負担となります。

11. その他

本所に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、当麻町財務規則の定めるところにより処理します。

12. 問合せ先

〒078-1393

北海道上川郡当麻町 3 条東 2 丁目 11 番 1 号

当麻町役場 総務課 財政係

TEL0166-84-2111